



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

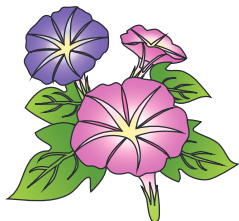
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

シリーズ税制改正

令和6年1月1日～亡くなる7年前までの贈与は相続税の対象に

令和5年度税制改正により相続税法の一部が改正されました。相続又は遺贈により財産を取得した相続人が、相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、その財産の贈与時の価額で、亡くなったときの相続財産として加算しなければならないというものです。改正前は3年以内のものが対象でしたが、今回の改正で7年に延長されました。ただし、今回延長された4年間の贈与については総額100万円までは課税されません。

※贈与税は年間ひとり110万円までは
非課税

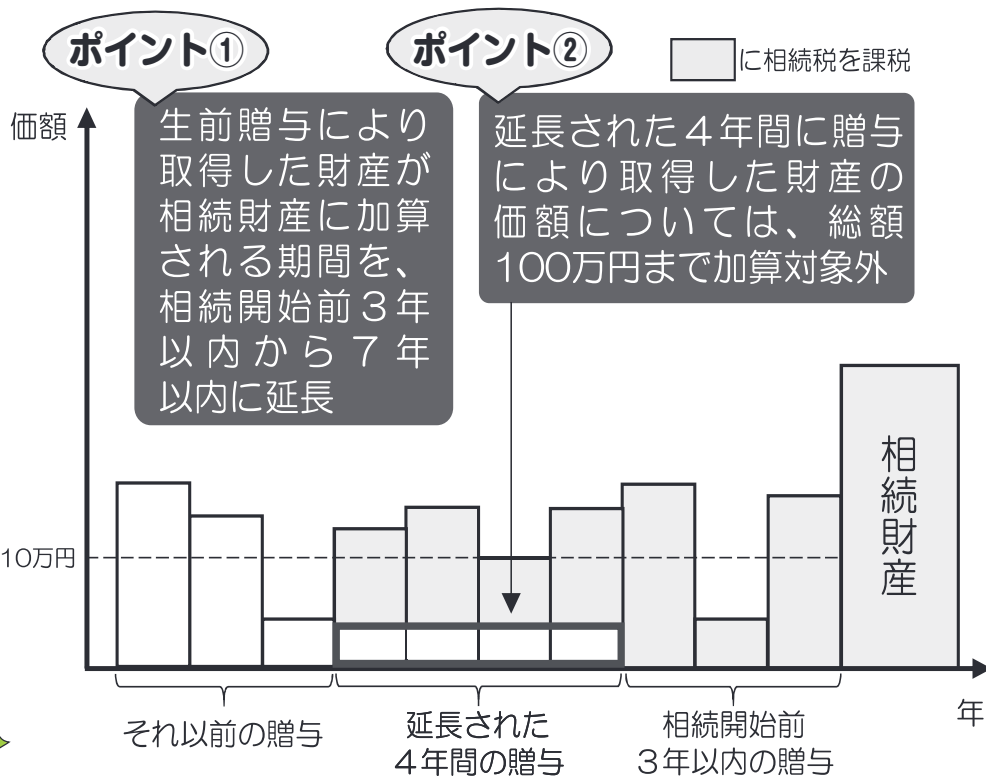


加算対象期間について

この改正は、令和6年1月1日以後に生前贈与した財産について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与者の相続開始日（死亡日）	生前贈与が加算される対象期間
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間

財産をたくさんお持ちの方は、「贈与税非課税枠の年間110万円を計画的に生前贈与していたつもりだったのに、結局は相続税の対象に…」という可能性が出て来ますね。相続税に関して税理士相談をご希望の方は、裏面の税務相談日をご予約下さい。



詐欺のメールや電話が多いです! ご注意を!

福岡県内で立て続けに、税金に関する詐欺が発生したとのニュースを見かけました。ひとつは北九州市で税務署職員を名乗り「定額減税の還付金がある」という内容で電話をかけ、約97万円をだまし取ったというもので、もうひとつは香椎税務署管内で同じく税務署職員を名乗り「税金の還付金があるという通知を送っていたが、返事がなかったので電話した」と告げ、通帳の情報を聞き出すというものでした。



会員の皆さんからも「税務署から税金未払の督促メールが来たけど…」という詐欺のメールやショートメッセージについての問い合わせが、数年前から続いております。ちなみに当会のメールアドレスにも、国税庁を名乗った税金未納のメールが届くことがあります(笑)メールに記載されているURLにアクセスさせ、個人情報やクレジットカード情報を入力させるフィッシング詐欺です。

税務署が電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座やクレジットカード情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いしたりすることは一切ありません。ご注意ください。

令和7年1月より

税務署の收受印が廃止されます!

従来、税務署に申告書や届出書等を書類(紙)で提出した場合、「受付 ○月○日 ○○税務署」のような收受印(收受日付印)の押なつがありました。昨今のデジタル化・オンライン化に伴い、令和7年1月から廃止されることになりました。

そもそも、当会では申告書等は基本的にe-Tax(電子申告)で提出していますので、紙で提出しなければならない場合のみ書類で提出し、その際は保管や確認のために税務署から收受印をもらうようにしていました。e-Taxで提出した申告書等に関しては、送信後に「受信通知(メール詳細)」という送信した日付や時間の記載がある証明書が発行されます。

金融機関や行政機関等に申告書等を提出する際、收受印のある書類を求められることがあります。今後は各種手続きにおいて收受印のある書類を求めないよう、税務署側が周知を図っていくとのことです。



法律相談日

弁護士の先生による無料相談

7月22日(月)

15時~17時

※相談は30分程度で事前予約制

※相談内容は事業でのトラブル・プライベートな内容でもOK



税務相談日

税理士による無料相談

7月1日(月)・25日(木)
8月5日(月)

10時~12時 / 13時~16時

※相談は30分程度で事前予約制

※所得税・消費税・贈与税・相続税など…



会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を**6月27日(木)**にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただけない会員さまには、再度請求書をお送りいたします。大変申し訳ございませんが、当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際にご持参をお願いいたします。

今月以降の行事予定	行事予定日	行事内容
	7月1日(月)~7月3日(水)	源泉税納付事務相談会 ※予約不要・詳細は6月号をご覧ください
	7月10日(水)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
	7月1日(月)・25日(木)	税務相談日
	8月5日(月)	
	7月22日(月)	法律相談日 15時~17時
	7月31日(水)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第1期分)
	8月23日(金)	納涼暑気払い(ビアガーデン)

7月下旬より、講習会に講師を派遣するため、日によっては事務所を留守にする担当者もいます。ご来会はお電話にてご予約のうえお願いいたします。

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aairo-f.com HP: http://aairo-f.com/

Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176

当会発信専用番号: 070-5416-5221

編集後記

梅雨入りが遅い年は猛暑になりやすいみたいですね。暑気払いのチラシを同封しております。いつもご参加くださる方も、はじめて興味を持った方も、お申込みをお待ちしております♪

